# (2018年07月01日~2019年3月25日出発まで)



#### 日本語学校でのインターンシップ体験 i nミャンマー(ヤンゴン)

アジア 最 後 のフロンティア ンジ。1 週 間 から参 加 O K 経済発展著しいミャンマーで英語を使った就労体験にチャレ 参加OK



<対象年齢>18歳(高校卒業)以上

滞在: スタンダードホテル (シングルルーム) 食事: 朝食6回/昼食0回/夕食/1回

期間:滞在開始/月曜日、滞在終了/日曜日

※夕食は第一週目の1回のみです。

<ビザ>観光ビザ

通勤:徒歩(約10分)

<空港送迎>往復あり

く最寄空港>ヤンゴン空港

<滞在>

■ヤンゴンの環境

人口700万人を超えるミャンマー最大の都市となります。市内にはヤンゴン大学を筆頭に 20を超える大学、単科大学があり教育分野での中心都市であるとともに、2006年まで 首都だったこともあり、政治都市としての顔も持っています。街並みはイギリス植民地時 代からのコロニアル建築仕様の石造り建物も数多く残っており、そこへ黄金のパゴダ(寺 院)や市場、そして人と物が行き交うアジア特有の雰囲気が漂っています。近年は 2011年の民政移管により新たな未開拓市場として世界中から注目されており、外国 資本の企業や大型ショッピングモールのオープンなど世界でもトップクラスの経済発展を遂 げている都市です。



■インターンシップの内容 ※英語力:不問

MOMIJI Japanese Language Center <日本語学校> 授業補助、事務作業、会話中心の授業のヘルプ ※日本の文化や習慣、またそれぞれ日本的で得意なもの (例えば書道、歌、空手など) を通しての授業

#### プラスαの内容

こんな方にオススメ!

✓短期間で就活アピールになる経験を積みたい ✓将来、海外で働いてみたい ✓将来、英語を使って働いてみたい ✓在学中にグローバルな経験を積んでみたい。 ✓短期間で自分を成長する経験を積みたい ✓異文化環境で自分の力を試してみたい ✓ 英語力を実際のビジネス現場で試してみたい

ノフスはいける 「将来英語を使って働いてみたい」「短期 間で就活のアピールになる経験を積みた い」そんな方にオススメなアジアでのイン ターンシップ。40億人の巨大マーケットを クランク・4 つりた 抱えるアシアは今や世界の重要なビジネス拠点、中でもミャンマーは 7 %と高い経済成長率を維持し、日本企業の進出が加速中。 遅動するアジアで英語を使った 就労体験を積んで、スキルアップ・就活のアメールでよりだされて、 のアピールにつなげてみては?

MOMIJI Japanese Language Centerとは 1999年9月にミャンマーヤンゴンに開校。

ヤンゴンで唯一、全員が日本人ネイティブ日本語教師という日本語学校です。 主に直接法での日本語教育を行っており、現在は6名の日本語教師が約 600名のミャンマー人学生たちに教えております。

明るくて元気な方でミャンマー人との交流を通して日本語を教えてみたい!と いう方、是非当校で日本語を教えてみませんか?

勉強熱心なミャンマー学生たちが日本語を勉強したい!使ってみたい!と皆 さんをお待ちしております!!!

時間	月	火	水	木	金	±	日
午前	機内 ※2週目以降は終日 ブリータイム	終日 インターンシップ 8:30-18:00の内、 3〜4時間(準備その他) 2〜4時間(授業)	終日 インターンシップ 8:30-18:00の内。 3~4時間(準備その他) 2~4時間(授業)	終日 インターンシップ 8:30-18:00の内、 3〜4時間(準備その他) 2〜4時間(授業)	終日 インターンシップ 8:30-18:00の内、 3~4時間(準備その他) 2~4時間(授業)	終日 インターンシップ 9:00-18:30の内、 3〜4時間(準備その他) 2〜4時間(授業)	出発まで フリータイム ※2週目以降は終日 インターンシップ 9:00-18:30の内、 3~4時間(準備その他) 2~4時間(授業)
午後	ヤンゴン 到着 空港送迎						夕刻空港送迎 機内泊 翌日日本帰国

- ■スタート可能日:毎週月曜日
- ※このコースは3/25(月)発で終了となります。 月02日~11日 ※年末年始については現地確認となります。 ■受け入れ不可日:2018年12月02日~11日

■料金表:ヤンゴン	1週間	2週間	3週間	4週間
	(7日間)	(14日間)	(21日間)	(28日間)
インターン(週/40~50時間) スタンダードホテル滞在	¥ 128,000	¥ 206,000	¥ 278,000	¥ 348,000

- 上記料金に含まれているもの インターンシップ受け入れ費、滞在費、到着日空港→滞在先・帰国日滞在先→空港送迎費、現地使用携帯電話レンタル費(通話料別途実費)、 現地サポート費
- 上記料金に含まれていないもの ロット エン間の往復航空券、海外旅行傷害保険代金、傷害・疾病に関する医療費等、ご自宅から日本の発着空港までの 現地滞在先からインターン先への移動費、個人的費用(おこづかい、電話、通信費、食事代等)



プログラムに関する問合せは

TEL: 03-5312-4582 FAX: 03-5312-4465

E-mail: rj-global@ryugaku.co.jp



本プログラムについては グローバルビジネス部 藤原 までお気軽にお問い合わせください。



【ご注意】この特約(特別約款)条項は、留学ジャーナルの短期語学留学プログラム約款(普通約款)にて一部適用不可能な申込契約を対象とするものです。当該申込契約となる場合は、普通約款の他、本特約条項が適用されますので必ずご一読ください。

# 株式会社 留学ジャーナル

〒160-0016 東京都新宿区信濃町 34 JR 信濃町ビル 6F TEL:(03)5312-4421 FAX:(03)5312-4465 観光庁長官登録旅行業第1695号 一般社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員

# 短期語学留学プログラム特約

者の負担となります。

#### 第1条(特約の定義)

本特約は、留学ジャーナル(以下、当社といいます。)の短期 語学留学プログラム約款(以下、普通約款といいます。)に一 部該当しない申込契約に関して特別に適用されるものです。

#### 第2条(特約の適用)

当社の短期語学留学プログラムの内、「カンボジア王国」「マレーシア」「ミャンマー連邦共和国」への短期語学留学プログラムを申し込まれる方の場合は、普通約款の一部該当条項を本特約で定める条項に読み替えて適用します。

#### 第3条(特約適用の承諾)

申込者は、第2条に定める事由を承諾の上、本特約が適用されることに同意し、カンポジア王国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国への短期語学留学プログラムに申し込みます。

#### 第4条(普通約款の読み替え)

①普通約款の第4条(プログラムの範囲)(2)項で定める「滞在手続き」及び(3)項の「オリエンテーション」を以下の通り読み替えて適用します。なお、普通約款同条(4)項の「留学ジャーナルスチューデントプロテクション」は適用除外となります。

#### (2)滞在手続き

本プログラムの滞在先は、ゲストハウス又はホテル(以下、「宿泊施設」といいます。)となります。原則一人部屋となりますが、宿泊施設の空室状況等により二人部屋、またはドミトリー部屋となります。ご希望の滞在先、又はお部屋をご用意できない場合、できる限り他の代替宿泊施設の手配をさせていただきますが、申し込み者の希望が通らない場合もあることを予めご了承ください。当社の責によらない事由で滞在先が確保できない場合、又は申し込み者の希望通りの滞在先が確保できない場合でも、当社はその責任を負いません。

#### (3)オリエンテーション

当社では、留学生の心構え、生活に必要な情報案内の為の、「出発前の最終ガイダンス」を行います。なお、留学ジャーナルカウンセリングセンター等、オリエンテーションが実施される会場までの交通費は、申し込み者の負担となります。

②普通約款で定める第7条(申し込み後の変更と変更手数料)の(1)項、「留学開始前」の条文を以下の通り読み替えて適用します。

申し込み者の都合により、希望留学先における「受入日、受け入れ期間の変更」「受け入れ先の変更」「宿泊施設、滞在タイプの変更」等、申し込み内容及び手配内容の変更の申し出があったときは、当社は可能な限り申し込み者のご希望に応じます。この場合、当社は留学費用の変更をする場合があります。または、次の変更手数料を申し受けます。ただし、変更に伴い留学先等から別途変更費用の請求があった場合は、申し込み

中の(ロ)並びに(ハ)の「取消の申し出時期」と「取消料」を以下の通り、読み替えて適用します。

③普通約款の第 9 条(申し込み後の取消と返金)に関する表

- (ロ)申し込み日から起算して 9 日以降で留学開始の前日から 起算して 31 日前まで・・・・・30,000 円
- (ハ)開始の前日から起算して 30 日目にあたる日から留学開始前日まで・・・・・・・・50,000 円+留学キャンセル実費 <留学キャンセル実費>

1 週間:30,000 円、 2 週間:40,000 円 3 週間:60,000 円、 4 週間:80,000 円

- ④本特約第4条により、「留学ジャーナルスチューデントプロテクション」は適用除外ですが、普通約款の第12条(免責事項)の(3)項を以下の通り読み替えて適用します。
- (3)「留学ジャーナルスチューデントプロテクション」の業務は、本プログラムについては設定がございません。しかし、それに代わる緊急時のサポートとして現地手配会社スタッフの緊急連絡先を用意いたします。また緊急事案の内容により現地手配先と当社にて適切なアドバイスを行いますが、当社はその内容に何らの保証をするものではありません。

### 第5条(特約の変更)

本特約は、事情により告知なしに変更されることがあります。

#### 第6条(準用規定)

この特約に規定のない事項に関しては、本特約の趣旨に反しない限り、短期語学留学プログラム用に定められた普通約款の規定を準用します。

## 第7条(準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし ます。

# 第8条(発効期日)

本特約条項は、2018 年 7 月 1 日以降に申し込まれるカンポジア王国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国への短期語学留学プログラム契約に適用されます。ただし、料金、条件等の変更があった場合は、留学ジャーナルオンラインに最新の特約条項を掲載し適用します。

\*上記内容に同意の上申し込みます。

承諾日:	年	月	H	

署	名:			